

出席停止期間・治癒証明書の提出について

学校感染症第二種・第三種に分類されている感染症についてまとめています。

お子さまが感染症に罹患された場合は、速やかに学校へご連絡いただくとともに、以下の基準や医師の指示に従って登校するよう、お願いいたします。

感染症名	出席停止期間	治癒証明書 登校許可書
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	不要
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	必要
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんが消失するまで	
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	不要
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	必要
髄膜炎菌性髄膜炎		
溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	不要
流行性角結膜炎 (はやり目)		

☆咽頭結膜熱、流行性角結膜炎は、いずれもアデノウイルスが原因となって罹患する感染症です。アデノウイルスによる感染症で上記2つの感染症が確定した場合は、各々の基準や治癒証明書の提出の有無に従って、ご対応をお願いいたします。